

環境関連法規制等の動き 2013 年 7 月(2013.5.21～2013.6.17)

1. 法令情報

1-1. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

<法律第 39 号> (2013. 6. 12 公布、公布後 2 年以内に施行)

現行フロン法は特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが対象でしたが、廃棄時回収率が3割と低く機器使用時漏洩の実態もありました。今回の改正は、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、下記に示す製造から廃棄までのライフサイクル全般を対象とした法律に変わります。

- ①フロン類の製造・輸入業者
- ②フロン類使用製品(冷凍空調機器等)の製造・輸入業者
- ③業務用冷凍空調機器(第1種特定製品)の管理者
- ④フロン類の冷凍空調機器への充填・使用済みフロン類の再生の適正化

まだ、施行規則・施行令等の関連法案が未公布で、施行は先になりますが、環境法令として多くの事業者が特定されており、ほぼ全面にわたる法改正ですので、事前の確認や動向の注視をお願いします。

業務用冷凍空調機器を使用する事業所は、②については、第5条に指定製品(第2条に新しく定義：フロン類を使用するもので政令で定める)は環境影響度の少ない製品使用の努力義務(更新時に低GWP・ノンフロン製品への転換等)が、③については、第19条に事務所管大臣への漏えい量等の報告義務が、④については、第27条に第1種フロン類充填回収業者(新しい定義：改正前は第1種フロン類回収業者)の登録要件等が定められ、登録業者によるフロン類の充填義務が、それぞれ追加されます。

なお、本法で第2種特定製品として定められている、使用済自動車の再資源化等に関する法律については、今回は本法律の引用記載部の変更のみ実施される予定です。

上記①～④の事業所に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16565>

1-2. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

<法律第 18 号> (2013. 5. 24 公布、同日施行)

温対法は目標を京都議定書達成に向けた役組みを定めた法律ですが、日本が2015年から京都議定書第2期間に加わらないので、日本が主体となって推進する地球温暖化対策に改正されます。

また、温室効果ガスに3ふっ化窒素が加えられ7種類になりました(本項のみ2015. 4. 1施行)。

3ふっ化窒素を使用(シリコンウェハーのエッチング等)している事業者が、新たに適用追加されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16439>

1-3-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律 <法律第 25 号>

(6 件共 2013. 5. 31 公布、-1 は公布後 1 年 3 ヶ月以内に、その他は同日施行)

1-3-2. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う

関係政令の整理に関する政令 <政令第 163 号>

1-3-3. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う

関係省令の整理に関する省令 <経済産業省令第 29 号>

1-3-4. 事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する

自主的な努力の指針を廃止する告示 <財務・農林水産・経済産業・国土交通・環境省告示第 1 号>

1-3-5. エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する

臨時措置法第 10 条第 2 号の規定に基づく財務大臣及び経済産業大臣の

指定する機関を廃止する告示 <財務・経済産業省告示第 4 号>

1-3-6. エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する

臨時措置法第 2 条第 7 項第 3 号、第 5 号及び第 8 号に規定する

経済産業大臣が指定する技術を廃止する告示 <経済産業省告示第 147 号>

①省エネ法のトップランナー制度について、改正前のエネルギーを消費する機械器具に加え、建築材料等（窓、断熱材等）が追加されました。（公布後 1 年 3 ヶ月以内に施行）

②電力ピークの需要家側（工場、輸送等）における従来の対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム、自家発電の活用により、ピーク時の系統電力使用量低減を行った場合には、省エネ法の努力目標の算出方法を見直し、プラスに評価できる体系に改正されました。（公布後 1 年 3 ヶ月以内に施行）

③-2～-6 は関連する省エネ・リサイクル支援法（日切れ法案）の廃止関連改正で、実質的な対応はありません。

①は機材選定の指標として、②はピーク時の系統電力使用量低減取組時に適当されます。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130305001/20130305001.html>

1-4. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

<環境省令第 15 号> (2013. 6. 10 公布、2013. 7. 1 施行)

水濁法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等の排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、暫定排水基準が設定されています。今回、暫定排水業種の縮小や基準の強化等が行われます。

上記処理困難業種の事業者には適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16752>

1-5-1. 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件

<環境省告示第 58 号> (2 件共、2013. 6. 5 公布、同日施行)

1-5-2. 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件

<環境省告示第 59 号>

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定が行われています。-1 では大阪湾の類型指定、-2 では渡良瀬・荒川貯水池の指定見直しが行われ、基準値と達成時期が定められました。

事業者の排出基準ではありませんが、該当水域に、対象物質を排出する事業者は、動向を注視ください。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16730>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16731>

1-6. 廃棄物処理施設整備計画を定めた件 <環境省告示第 60 号> (2013. 6. 11 公表)

2013年度から2017年度の5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が公表されました。従来の3Rの推進に加え、老朽化施設の更新・改良、大規模災害対策、地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める計画になっています。

国の基本計画であり、事業者側の対応はありません。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16705>

1-7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第16号＞(2013.6.10 公布、同日施行)

規制緩和により、題記法15・19条に基づく、報告・検査・立入検査を行う職員の身分証明書(様式33・36)の有効期限が2年間から、発行者である都道府県知事等が定める期間になったことを受けて、身分証表記が、公布・有効期限日を記載する様式等に変更されました。尚、改正前の身分証明書は有効です。

上記職員のみ適用され、事業者側の対応はありません。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20130610/20130610h06063/20130610h060630002f.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16447>

2. 一般情報

2-1. 第3次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定について (2013.5.31環境省)

循環型社会形成推進基本法に基づく題記基本計画が閣議決定されました。変更点は、従来施策に加え、新たに循環の質を政策の柱としました。具体的には、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進についてです。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16710>

2-2. 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について (2013.6.6環境省)

廃掃法に定める産業廃棄物の委託基準では、排出事業者は適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、環境省が廃棄物情報の提供に関するガイドラインを策定・公表しています。今回、情報提供が必要な廃棄物情報に、PRTR対象物質・水道水源における消毒副生成物前駆物質・関連法規(危険物等)の項目を追加する等の廃棄物データシート(WDS)様式を見直しや、廃棄物の性状が明確で環境保全上の支障のおそれのない廃棄物に関してはWDS以外の情報の提供でも可能などの改定が行われました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16736>

2-3. 2012年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況について (2013.5.30 環境省)

2012年度の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の施行状況が公表されました。バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の量は、120,466トン〔対前年度比+37%〕、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の量は9,633トン〔同+82%〕でした。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16704>

2-4. 2012年度廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可について (2013.5.30 環境省)

2012年度の廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入の実施状況が公表されました。廃棄物処理法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された廃棄物の量は1,279,954トン〔対前年度比+9%〕、我が国に輸入された廃棄物の量は2,939トン〔同+311%〕でした。全て、再生利用を目的とした輸出入でした。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16700>

2-5. 2011年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

(2013. 5. 24環境省)

2011年度の土壤汚染対策法に基づく調査結果が報告されたのは685件（累計2,691件）、要措置区域等に指定された件数は450件（累計725件）でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16681>

2-6. 2012 年度環境測定分析統一精度管理調査の調査結果の取りまとめについて (2013. 6. 10 環境省)

環境省では、環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上等を目的として、題記調査を実施しています。2012年度は地方公共団体76機関、民間355機関から回答があり、土壤の重金属類（カドミウム、銅、砒素）の結果は良好でしたが、PCB、有機塩素化合物にはバラツキが見られました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16751>

2-7. 2011年度家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について (2013. 6. 11環境省)

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第53条に基づき、小売業者に対する立入検査が503件実施され、219件の立入検査において、延べ426件の不適正事項の指導等が行われました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16754>

2-8. 事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組事例の募集結果について

(2013. 5. 31環境省)

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組の促進を目的として、題記のデータベースが環境省ホームページに公開されました。JARI-RBの登録組織の事例も掲載されおりますので参考に活用ください。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16708>

2-9. 2013 年度特殊自動車における低炭素化促進事業の公募について (2013. 6. 6 環境省)

低炭素化・低公害化が遅れており、1台当たりのCO2排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等を新規導入する事業のついて、環境省では9. 13まで公募を行なっています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16739>

2-10. 2013 年度 CO2 削減・節電ポテンシャル診断受診事業所の募集について (2013. 6. 17 環境省)

環境省では、年間CO2排出量が3,000t以上の事業所のCO2削減・節電ポテンシャル診断を行う専門機関を派遣し、具体的なCO2削減・節電対策を明らかにし、費用効率的なCO2削減・節電対策の実施を支援しています。今回は、7. 26まで受審事業所の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16787>

2-11. 2013 年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用した

ヒートポンプ空調システム）における実証対象技術の募集について (2013. 5. 21 環境省)

環境省では、題記の普及が進んでいない先進的技術について、10. 30まで実証技術の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16672>

以上